

## 新旧対照表

新	旧
目次	目次
第1章～第3章 略	第1章～第3章 略
第4章 緑の知識を広める事業(第17条)	第4章 緑の知識を広める事業(第17条・ <u>第18条</u> )
第5章 事業の奨励( <u>第18条～第20条</u> )	第5章 事業の奨励( <u>第19条～第21条</u> )
附則	附則
(保護地区等の申請)	(保護地区等の申請)
第4条 保護地区等の指定を受けようとする者は、保護地区等指定申請書に <u>関係書類</u> を添えて市長に提出しなければならない。	第4条 保護地区等の指定を受けようとする者は、保護地区等指定申請書( <u>第1号様式</u> )に <u>関係書類</u> を添えて市長に提出しなければならない。
(保護地区等の指定)	(保護地区等の指定)
第5条 略	第5条 略
2 市長は、前項の規定により保護地区等として指定を決定したときは、保護地区等指定通知書により申請者に通知しなければならない。	2 市長は、前項の規定により保護地区等として指定を決定したときは、保護地区等指定通知書( <u>第2号様式</u> )により申請者に通知しなければならない。
(協定書の締結)	(協定書の締結)
第6条 市長は、前条第2項の規定により通知をしたときは、保護地区等指定協定書により所有者等との間に協定を締結しなければならない。	第6条 市長は、前条第2項の規定により通知をしたときは、保護地区等指定協定書( <u>第3号様式</u> )により所有者等との間に協定を締結しなければならない。
(標識の設置)	(標識の設置)
第8条 市長は、保護地区等として指定したときは、当該所在する土地に保護地区等指定標識を設置しなければならない。	第8条 市長は、保護地区等として指定したときは、当該所在する土地に保護地区等指定標識( <u>第4号様式または第5号様式</u> )を設置しなければならない。
(台帳の作成)	(台帳の作成)
第9条 市長は、保護地区等を指定したときは、保護地区等指定台帳を作成し、これを保管しなければならない。	第9条 市長は、保護地区等を指定したときは、保護地区等指定台帳( <u>第6号様式</u> )を作成し、これを保管しなければならない。
(行為の届出)	(行為の届出)
第10条 保護地区等において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、保護地区等行為届出書に <u>関係書類</u> を添えて市長に提出しなければならない。	第10条 保護地区等において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、保護地区等行為届出書( <u>第7号様式</u> )に <u>関係書類</u> を添えて市長に提出しなければならない。
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略
2 略	2 略
(指定の変更および解除)	(指定の変更および解除)
第11条 市長は、保護地区等が次の各号のいずれかに該当したときは、保護地区等指定変更(解除)通知書により、指定の変更または解除の通知をしなければならない。	第11条 市長は、保護地区等が次の各号のいずれかに該当したときは、保護地区等指定変更(解除)通知書( <u>第8号様式</u> )により、指定の変更または解除の通知をしなければならない。

(1)～(3) 略

- 2 所有者等は、保護地区等の指定の変更または解除を受けようとするときは、保護地区等指定変更(解除)申請書により市長に申請することができる。
- 3 市長は、前項の規定により申請を受けたときは、内容を審査し、その適否を決定し、保護地区等変更(解除)決定通知書により所有者等に通知するものとする。

(調査確認)

第12条 この要綱に基づき現地の調査確認を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

## 第5章 事業の奨励

### 第18条 略

(奨励金の交付)

第19条 前条の奨励金の交付を受けようとする者は、緑を豊かにする奨励金交付申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、現地の調査確認を行い、適当と認めるものに対して、緑を豊かにする奨励金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

### 第20条 略

別表第1(第3条関係)

種類	指定基準
略	略
保存生垣	生垣をなす樹木の集団で、美観上特に優れているもので、次のいずれにも該当するもの (1) 略 (2) 長さが <u>連続して15メートル以上あること。</u> (3) 略 (4) <u>生垣が密に繁茂し、背後が遮蔽されている状態であること。ただし、交通の妨げとなる場合は、この限りでない。</u>

備考 略

(1)～(3) 略

- 2 所有者等は、保護地区等の指定の変更または解除を受けようとするときは、保護地区等指定変更(解除)申請書(第9号様式)により市長に申請することができる。
- 3 市長は、前項の規定により申請を受けたときは、内容を審査し、その適否を決定し、保護地区等変更(解除)決定通知書(第10号様式)により所有者等に通知するものとする。

(調査確認)

第12条 この要綱に基づき現地の調査確認を行う者は、その身分を示す証明書(第11号様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(みどりの指導員)

第18条 市長は、緑を豊かにする市民運動を推進するため、みどりの指導員を委嘱することができる。

## 第5章 事業の奨励

### 第19条 略

(奨励金の交付)

第20条 前条の奨励金の交付を受けようとする者は、緑を豊かにする奨励金交付申請書(第12号様式)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、現地の調査確認を行い、適当と認めるものに対して、緑を豊かにする奨励金交付決定通知書(第13号様式)により申請者に通知するものとする。

### 第21条 略

別表第1(第3条関係)

種類	指定基準
略	略
保存生垣	生垣をなす樹木の集団で、美観上特に優れているもので、次のいずれにも該当するもの (1) 略 (2) 長さが15メートル以上あること。 (3) 略

備考 略

別表第3(第17条関係)

- 1 略
- 2 緑化樹木 又は 苗木の無償配布
- 3 略
- 4 略

別表第4(第18条関係)

種別	交付対象者	交付額(年間)
自然環境保護地区奨励金	当該土地所有者等	1平方メートルにつき 18円
ふるさとの森奨励金		
斜面緑地保存地区奨励金		
野生動植物保護地区奨励金		
保護樹林奨励金		
保護樹木奨励金	当該樹木の所有者等	1本(株)につき 4,500円以内
保存生垣奨励金	当該生垣の所有者等	1メートルにつき 180円

備考 略

別表第3(第17条関係)

- 1 略
- 2 緑化樹木 及び 苗木の無償配布
- 3 生垣及び庭園の見本コンクールの開催
- 4 略
- 5 緑化推進地区の視察
- 6 略
- 7 フラワーボックスの設置
- 8 緑化啓もうパンフレットの作成配布
- 9 緑化見本林及び生垣の造成
- 10 緑化推進モデル地区の指定

別表第4(第19条関係)

種別	交付対象者	交付額(年間)
自然環境保護地区奨励金	当該土地所有者等	1平方メートルにつき 18円
ふるさとの森奨励金		
斜面緑地保存地区奨励金		
野生動植物保護地区奨励金		
保護樹林奨励金		
保護樹木奨励金	当該樹木の所有者等	1本(株)につき 4,500円以内
保存生垣奨励金	当該生垣の所有者等	1メートルにつき 180円

備考 略

第1号様式(第4条関係)～第13号様式(第20条関係) 様式 略